

和光市選挙管理委員会会議録

開催日時		令和6年3月22日	午前11時30分開会		
			午前11時35分閉会		
開催場所		市役所6階 602会議室			
議題		＜委員長選挙＞ 選挙管理委員会委員長の選挙について 選挙管理委員会委員長職務代理者の指定について 会議録署名委員の指名について			
出席者	委員長	川畑嘉			
	委員	浪間昇			
	委員	柳下照美			
	委員	清水弘子			
	事務局長	奥山寛幸			
	主事	千葉光			
	主事	松本匡平			
発言者		議 事			
事務局（千葉）		和光市選挙管理委員会の開催に先立ち、本委員会の定足数を事務局より報告いたします。 ご報告申し上げます。地方自治法第189条第1項に「選挙管理委員会は、3人以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない」と規定されております。 本日は、委員定数4人のうち、4人出席されております。 従いまして、定足数に達しておりますことを報告いたします。それでは、開催にあたりまして、事務局長の奥山よりご挨拶させていただきます。 奥山局長よりお願いいたします。			
事務局長 事務局（千葉）		（挨拶） ありがとうございました。 続きまして、お手元にごございます委員名簿の順番に委員の皆様をご紹介させていただきます。 恐れ入りますが、お名前を呼ばれましたら一言ご挨拶を頂戴できればと思います。			
委員（全員） 事務局（千葉）		（各委員挨拶） ありがとうございました。 続きまして、和光市選挙管理委員会委員長選挙を行います。 委員長選挙に関する事務は和光市選挙管理委員会規程第1条第2項の規定により、年長の委員が臨時に事務を担当することとなっております。			

委員（浪間）	本日出席の委員の中で、年長の委員は浪間委員でございますので、浪間委員、議事進行をお願いいたします。 臨時で議事進行を務めることとなりました、浪間でございます。よろしくお願いいたします。 それでは、これより和光市選挙管理委員会 委員長選挙を行います。 お諮りします。 選挙の方法については、和光市選挙管理委員会規程第1条に「投票によりこれを選挙する」と規定されておりますが、 同規程第2条の2に「委員中に異議がないときは、第1条の規定により行う選挙につき指名推薦の方法を用いることができる」と規定されております。 今回の選挙につきましては、指名推薦によりたいと思いますが、これに異議ありませんか。
委員（全員） 委員（浪間）	異議なし。 異議ないものと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦に決しました。 指名の方法につきましては、私の方から指名することにしたと思いますが、 これに異議ございませんか。
委員（全員） 委員（浪間）	異議なし。 異議なしと認め、私から指名することに決定いたしました。 それでは、委員長に川畑委員を指名いたします。 お諮りします。 ただいま指名しました川畑委員を当選人と定めることに異議ございませんか。
委員（全員） 委員（浪間）	異議なし。 異議なしと認め、川畑委員が委員長に当選されました。 それでは、川畑委員より就任のご挨拶をお願いいたします。
委員長（川畑） 委員（浪間）	（挨拶） ここで、議事進行を委員長と交代いたします。 ありがとうございました。
委員長（川畑）	それでは、次の議事に移ります。 これより、和光市選挙管理委員会委員長職務代理者の指定を行います。 地方自治法第187条第3項の規定によりまして、委員長において指定させていただきます。 浪間委員を職務代理者に指定いたします。 次に、補充員について事務局より報告願います。

事務局（千葉）	（補充員について説明）
委員長（川畑）	次に、本日の会議録署名委員の指名を行います。 和光市選挙管理委員会規程第13条第2項の規定により、本日の会議録の署名を 柳下委員、清水委員にお願いしたいと思います。
	会議録署名委員の指名については以上です。
	事務局から今後の予定及びその他連絡事項をお願いします。
事務局（千葉）	（事務局から今後の予定及び連絡事項を説明）
委員長（川畑）	以上をもちまして、本日の委員会を閉会いたします。

委員会の次第は上記のとおりである。

令和6年6月3日

委員長	_____
委 員	_____
委 員	_____